

(別 紙)

輸入種苗検疫要綱（昭和 53 年 9 月 30 日付け農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

下線部が改正か所

改正案						現行					
別表 2（第 8 関係） 2 次検査の方法						別表 2（第 8 関係） 2 次検査の方法					
種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対 象 検 疫 有 害動植物等	検査の方法	種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対 象 検 疫 有 害動植物等	検査の方法
草花、野菜、 樹木、牧草、 特用作物等 の種子	(1) 左に掲 げる全ての 種子	<u>菌核、麦角</u> 等 検査	20,000 粒	<u>菌核、麦角</u>	〔略〕	草花、野菜、 樹木、牧草、 特用作物等 の種子	(1) 左に掲 げる全ての 種子	<u>麦角、菌核</u> 等 検査	20,000 粒	<u>麦角、菌核</u>	〔略〕
				土	〔略〕					土	〔略〕
	(2)あずき、 いんげんま め、トマト、 にんじん、 メロン	プロッター検 査	300 粒	<u>いんげん炭</u> <u>そ病、いん</u> <u>げん根腐病、</u> <u>いんげんま</u> <u>め角斑病、</u> <u>えんどう褐</u> <u>紋病、トマ</u> <u>ト萎ちょう</u> <u>病、トマト</u> <u>根腐萎ちょ</u> <u>う病、にん</u> <u>じん黒葉枯</u> <u>病、にんじ</u> <u>ん黒斑病、</u>	〔略〕		(2)あずき、 いんげんま め、トマト、 にんじん、 メロン	プロッター検 査	300 粒	<u>いんげんま</u> <u>め角斑病、</u> <u>いんげん炭</u> <u>そ病、えん</u> <u>どう褐紋病、</u> <u>トマト萎ち</u> <u>ょう病、に</u> <u>んじん黒斑</u> <u>病、にんじ</u> <u>ん黒葉枯病、</u> <u>メロン類つ</u> <u>る割れ病</u>	〔略〕

			メロン類 つる割れ病	
(3)てんさい		400粒	Fusarium oxysporum f. sp.betae	
	遠心分離法	3,000粒	Uromyces betae	〔略〕
(4)とうもろこし	外観検査		Claviceps gigantea	<u>麦角を選出すること。</u>
(5)だいず、 とうもろこし、えぞむぎ属、 おおむぎ属、かもしぐさ属、 こむぎ属、らいむぎ属			こむぎ綱なまぐさ黒穂病、 こむぎ・おおむぎ裸黒穂病、 こむぎ丸なまぐさ黒穂病、 だいずべと病、 とうもろこし黒穂病	<u>り病種子を選出すること。</u>
(6)いね、いんげんまめ、えんばく、オーチャードグラス	外観検査、 プロッター検査		Cochliobolus victoriae、 Diplodia frumentii、 Drechslera	<u>り病種子を選出し、必要に応じ、 変色種子が認められた場合 プロッター検査を実施すること。</u>

(3)てんさい		400粒	Fusarium oxysporum f. sp.betae	
	遠心分離法	3,000粒	Uromyces betae	〔略〕
(4)えぞむぎ、 おおむぎ属、かもしぐさ属、 こむぎ属、だいず、 とうもろこし、らいむぎ	外観検査		こむぎ・おおむぎ裸黒穂病、 こむぎ丸なまぐさ黒穂病、 こむぎ綱なまぐさ黒穂病、 だいずべと病、 とうもろこし黒穂病	<u>り病種子を選出すること。</u>
(5)いね、えんどう、えんばく、 オーチャードグラス	外観検査、 プロッター検査		Alternaria tritricina、 Cochliobolus victoriae、 Stenocarpella	<u>変色種子が認められた場合 プロッター検査を実施すること。</u>

<u>ス、からす むぎ、きゅう り、こむ ぎ、すいか、 チモシー、 てんさい、 とうもろこ し、ゆうが お、らいま め、らいむ ぎ、うしの けぐさ属、 おおむぎ 属、かぼち ゃ属、から すむぎ属、 こむぎ属、 もろこし属</u>	
<u>(7)きゅう り、メロン 、かぼちゃ 属</u>	<u>外観検査、ブ ロッター検査、 接種試験</u>
<u>(8)トール フェスク、 らいむぎ、 いちごつな</u>	<u>外観検査、浸 漬法検査</u>

<u>biseptata、 Elsinoe phaseoli、 Stenocarpella macrospora、 Stenocarpella maydis、い ねすじ葉枯 病、うり類 つる枯病、 こむぎ・か らすむぎ赤 かび病、こ むぎふ枯病、 すいか炭そ 病、てんさ い褐斑病、 てんさいじ ゃのめ病</u>	
<u>かぼちゃ立 枯病</u>	<u>変色種子を選出し、これに 加えて無作為に選出した 300 粒についてブロッター 検査を実施し、接種試験を 実施すること。</u>
<u>Gloeotinia temulenta</u>	<u>変色種子を選出し、これに あわせて無作為に選出した 400 粒について浸漬法検査 を実施すること。</u>

<u>おおむぎ 属、かぼち ゃ属、から すむぎ、き ゅうり、こ むぎ属、す いか、そら まめ、だい ず、チモシ ー、てんさ い、とうも ろこし、フ ェスク類、 ゆうがお</u>	
--	--

<u>maydis、 いねごま葉 枯病、いね すじ葉枯病、 いねばか苗 病、うり類 つる枯病、 えんどう褐 斑病、えん どう褐紋病、 こむぎ・か らすむぎ赤 さび病、こ むぎふ枯病、 すいか炭そ 病、そらま め褐斑病、 だいず紫斑 病、てんさ いじゃのめ 病、てんさ い褐斑病、 とうもろこ しごま葉枯 病</u>	
---	--

<u>ぎ属、すずめ</u> <u>のちゃひ</u> <u>き属、どく</u> <u>むぎ属、ぬ</u> <u>かぼ属</u>	
<u>(9)いね、</u> <u>いんげんま</u> <u>め、えんど</u> <u>う、ささげ、</u> <u>そらまめ、</u> <u>だいず、と</u> <u>うがらし、</u> <u>とうもろこ</u> <u>し、ピーマ</u> <u>ン、らいま</u> <u>め、おおむ</u> <u>ぎ属、こむ</u> <u>ぎ属</u>	外観検査、ブ ロッター検査
<u>(10)らいま</u> <u>め</u>	〔略〕
<u>(11)こむぎ</u> <u>属</u>	〔略〕

<u>Alternaria</u> <u>triticina、</u> <u>いねごま葉</u> <u>枯病、いね</u> <u>ばか苗病、</u> <u>えんどう褐</u> <u>斑病、えん</u> <u>どう褐紋病、</u> <u>そらまめ褐</u> <u>斑病、だい</u> <u>ず黒点病、</u> <u>だいず紫斑</u> <u>病、とうが</u> <u>らし炭そ病、</u> <u>とうもろこ</u> <u>しごま葉枯</u> <u>病</u>	変色種子が認められた場合 ブロッター検査を実施する こと。
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕

<u>(6)らいま</u> <u>め</u>	〔略〕
<u>(7)こむぎ</u> <u>属</u>	〔略〕

〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕

	<u>(12)とうもろこし、もろこし属</u>	〔略〕		〔略〕	〔略〕
	<u>(13)</u> 上 記 (2) か ら <u>(12)</u> 以外の 種子	〔略〕		〔略〕	〔略〕
	<u>(14)</u> からまつ、しらびそ、すぎ、つげ、ひのき、ばら属及びまめ科の牧草種子	透視検査、破 砕検査	30 g	<u>アルファル</u> <u>ファタネコ</u> <u>バチ、カラ</u> <u>マツタネコ</u> <u>バチ、バラ</u> <u>ノミオナガ</u> <u>コバチ</u> 等の 検疫有害動物	〔略〕
	<u>(8)ソルガム属、とうもろこし</u>	〔略〕		〔略〕	〔略〕
	<u>(9)</u> 上記(2) から <u>(8)</u> 以 外の種子	〔略〕		〔略〕	〔略〕
	<u>(10)</u> からまつ、しらびそ、すぎ、つげ、ひのき、ばら属及びまめ科の牧草種子	透視検査、破 砕検査	30 g	<u>バラノミオ</u> <u>ナガコバチ、</u> <u>カラマツタ</u> <u>ネコバチ、</u> <u>アルファル</u> <u>ファタネコ</u> <u>バチ</u> 等の検 疫有害動物	〔略〕